

令和3年第3回

石川県議会定例会議案



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	令和3年度石川県一般会計補正予算（第4号）	1
議案第2号	石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	5
議案第3号	石川県税条例等の一部を改正する条例について	13
議案第4号	半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について	15
議案第5号	過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例について	17
議案第6号	財産の取得について（空港用化学消防車）	21
議案第7号	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	23
議案第8号	石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について	25
議案第9号	石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例について	27
議案第10号	指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について	29
議案第11号	石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について	37
議案第12号	財産の取得について（タブレット端末）	39
報告第1号	令和2年度石川県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について	41
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	47
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	49
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	51
報告第5号	令和2年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について	53
報告第6号	令和2年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について	67
報告第7号	令和2年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について	69
報告第8号	令和2年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について	71
報告第9号	令和2年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について	73
報告第10号	令和2年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について	75



## 議案第 1 号

### 令和 3 年度石川県一般会計補正予算(第 4 号)

令和 3 年度の石川県一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,264,300千円を追加し、歳入歳出それぞれ646,323,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 3 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

令和 3 年 6 月 8 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和3年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 84,746,452	千円 11,742,650	千円 96,489,102
	1 国庫負担金	29,490,671	179,150	29,669,821
	2 国庫補助金	53,465,523	11,563,500	65,029,023
12 繰入金		16,668,338	791,729	17,460,067
	2 基金繰入金	16,543,750	791,729	17,335,479
14 諸収入		90,909,104	4,729,921	95,639,025
	6 雑収入	19,066,780	4,729,921	23,796,701
歳入合計		629,059,000	17,264,300	646,323,300

議案第一号 令和三年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画振興費		千円 20,533,885	千円 64,000	千円 20,597,885
	1 企画振興費	20,533,885	64,000	20,597,885
5 健康福祉費		114,139,447	8,970,300	123,109,747
	4 地域福祉費	13,897,919	1,000,000	14,897,919
	5 健康推進費	7,642,028	3,200,300	10,842,328
	7 医薬看護費	30,359,126	4,770,000	35,129,126
7 商工労働費		58,931,879	4,250,000	63,181,879
	1 商工費	57,235,892	4,250,000	61,485,892
8 観光費		18,271,878	3,960,000	22,231,878
	1 観光戦略推進費	18,271,878	3,960,000	22,231,878
12 教育費		99,986,827	20,000	100,006,827
	1 教育総務費	13,332,502	20,000	13,352,502
歳 出 合 計		629,059,000	17,264,300	646,323,300



議案第二号

石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例等の一部を改正する条例（令和三年石川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）別表六十二の項の改正規定を次のように改める。

別表六十二の項中81を93とし、80を92とし、同項79中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十四第四項」に改め、同項中79を91とし、78を90とし、同項77中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同項中77を89とし、同項76中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同項中76を88とし、73から75までを85から87までとし、同項72中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中72を84とし、同項71中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中71を83とし、同項70中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中70を82とし、同項69中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中69を81とし、65から68までを77から80までとし、同項64イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「十万四千三百円」を「十三万八千六百円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同項64ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「七万二千八百円」を「十万五千元」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項64ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項64ニ中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項64中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中64を76とし、同項63イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「四万八千八百円」を「七万四千四百円」に改め、同項63ロ中「第二十六条第二項第

二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百円」に改め、同項63ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項63ニ中「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項63中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 二万二千六百円

別表六十二の項中63を75とし、同項62イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「十万四千三百円」を「十三万八千六百円」に、「二千元」を「二千五百円」に改め、同項62ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「七万二千八百円」を「十万五千元」に、「千元」を「千五百円」に改め、同項62ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項62ニ中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項62中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中62を74とし、同項61イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「四万八千八百円」を「七万四千四百円」に改め、同項61ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百円」に改め、同項61ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項61ニ中「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項61中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 二万二千六百円

別表六十二の項中61を73とし、その前に次のように加える。

<p>71 令第八十条第一二項の規定に基づく法第十四条の二第二項に規定する医薬品の適合性調査（以下この項において「区分適合性調査」という。）の申請に対する審査</p>	<p>医薬品適合性調査 申請手数料（区分適合性調査）</p>	<p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二条第二号に規定する製造工程の区分に係る調査 十三万八千六百円と九千四百円に申請する品目に係る製造販売業者の数（以下この項において「製造販売業者数」という。）を乗じて得た額と二千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額 ロ 区分省令第二条第四号に規定する製造工程の区分に係る調査 十万五千元と九</p>	
---	------------------------------------	--	--

		<p>千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ハ 区分省令第二条第五号に規定する製造工程の区分に係る調査 四万九千七百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ニ 区分省令第二条第六号に規定する製造工程の区分に係る調査 四万九千七百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p>	
<p>72 令第八十条第一二項の規定に基づく法第十四条の二第二項に規定する医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品適合性調査申請手数料 (区分適合性調査)</p>	<p>イ 区分省令第二条第三号に規定する製造工程の区分に係る調査 十三万八千六百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と二千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ロ 区分省令第二条第四号に規定する製造工程の区分に係る調査 十万五千円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ハ 区分省令第二条第五号に規定する製造工程の区分に係る調査 四万九千七百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ニ 区分省令第二条第六号に規定する製造工程の区分に係る調査 四万九千七百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p>	

別表六十二の項60中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中60を70とし、同項59中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中59を69とし、同項58中「定期調査に」を「定期調査及び法第十四条第九項に規定する調査に」に、「(定期調査)」を「(定期調査及び法第十四条第九項の調査)」に改め、同項58イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「十万四千三百円」を「十三万八千六百円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同項58ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「七万二千八百円」を「十万五千円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項58ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、

「二百九十円」を「五百円」に改め、同項58二中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項58中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中58を68とし、同項57中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「承認申請時調査に」を「承認申請時調査及び変更計画確認時調査に」に、「(承認申請時調査)」を「(承認申請時調査及び変更計画確認時調査)」に改め、同項57イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「四万八千八百円」を「七万四千四百円」に改め、同項57ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百円」に改め、同項57ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項57ニ中「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項57中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 二万二千六百円

別表六十二の項中57を67とし、同項56中「に限る」を「及び法第十四条第九項に規定する調査に限る」に、「(定期調査)」を「(定期調査及び法第十四条第九項の調査)」に改め、同項56イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「十萬四千三百円」を「十三萬八千六百円」に、「二千元」を「二千五百円」に改め、同項56ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「七万二千八百円」を「十萬五千元」に、「千元」を「千五百円」に改め、同項56ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項56ニ中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項56中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中56を66とし、同項55中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「に限る」を「及び法第十四条の七の二第三項に規定する変更計画の確認時に行う調査(以下この項において「変更計画確認時調査」という。)に限る」に、「(承認申請時調査)」を「(承認申請時調査及び変更計画確認時調査)」に改め、同項55イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「四万八千八百円」を「七万四千四百円」に改め、同項55ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百円」に改め、同項55ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項55ニ中「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項55中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 二万二千六百円

別表六十二の項中55を65とし、54を64とし、53を63とし、その前に次のように加える。

<p>61 令第八十条第一二項の規定に基づく法第十三条の二の二第二項に規定する登録医薬品等製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>登録医薬品等製造業登録申請手数料</p>	<p>イ 医薬品の製造所に係るもの 一万八千七百円 ロ 医薬部外品の製造所に係るもの 一万八千七百円 ハ 化粧品等の製造所に係るもの 一万八千七百円</p>	
<p>62 令第八十条第一二項の規定に基づく法第十三条の二の二第四項に規定する登録医薬品等製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>登録医薬品等製造業登録更新申請手数料</p>	<p>イ 医薬品の製造所に係るもの 一万九千二百円 ロ 医薬部外品の製造所に係るもの 一万九千二百円 ハ 化粧品等の製造所に係るもの 一万九千二百円</p>	

別表六十二の項52中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項52イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に改め、同項52ロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中52を60とし、同項51中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項51イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に改め、同項51ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同項51ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中51を59とし、同項50中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項50イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項50ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項50ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中50を58とし、同項49中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項49イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に改め、同項49ロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中49を57とし、同項48中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項48イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に改め、同項48ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同項48ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中48を56とし、同項47中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項47イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項47ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項47ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中47を55とし、同項46イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十

五条第三項第一号」に改め、同項46口中「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中46を54とし、同項45イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に改め、同項45口中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同項45ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中45を53とし、同項44イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項44口中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項44ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中44を52とし、同項43中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中43を51とし、同項42中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中42を50とし、同項41中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中41を49とし、同項40中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中40を48とし、同項39中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中39を47とし、34から38までを42から46までとし、同項33中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中33を41とし、32を40とし、同項31中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中31を39とし、30を38とし、同項29中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中29を37とし、21から28までを29から36までとし、20を28とし、その前に次のように加える。

<p>24 令第十六条の四第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品等の保管のみを行う製造業（以下この項において「登録医薬品等製造業」という。）の登録証の書換え交付</p>	<p>登録医薬品等製造業登録証の書換え交付手数料</p>	<p>二十円</p>	
<p>25 令第十六条の五第一項に規定する登録医薬品等製造業の登録証の再交付</p>	<p>登録医薬品等製造業登録証の再交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>	
<p>26 令第二十六条の四第一項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認</p>	<p>基準確認証の書換え交付手数料</p>	<p>二十円</p>	

証（以下この項において「基準確認証」という。）の書換え交付			
27 令第二十六条の五第一項に規定する基準確認証の再交付	基準確認証の再交付手数料	二千九百円	

別表六十二の項中19を23とし、18を22とし、17を21とし、16を20とし、その前に次のように加える。

18 令第二条の八第一項に規定する地域連携薬局等の認定証の書換え交付	地域連携薬局等認定証の書換え交付手数料	二百円	
19 令第二条の九第一項に規定する地域連携薬局等の認定証の再交付	地域連携薬局等認定証の再交付手数料	二千九百円	

別表六十二の項15中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項中15を17とし、同項14中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同項中14を16とし、同項13中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項中13を15とし、12を14とし、同項11中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項中11を13とし、3から10までを5から12までとし、2の次に次のように加える。

3 法第六条の二第一項に規定する地域連携薬局の認定及びその更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料	一万千円	
4 法第六条の三第一項に規定する専門医療機関連携薬局の認定及びその更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定申請手数料	一万千円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、医薬品の適合性調査の手数料の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第四十九条の七中「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十四条の十九第二項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内連算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第百三十一条の二十三を次のように改める。

第百三十一条の二十三 削除

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第三号中「及び同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。)の下に「及び同号に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第五十八条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 石川県税条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、石川県税条例第五十二条第七項の改正規定中「第五十三条第六十四項」を「第五十三条第七十二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例第五十四条の十九第二項及び第百三十一条の二十三の改正規定並びに次項の規定 令和四年一月一日

二 第二条及び附則第三項の規定 令和四年四月一日

(特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例第五十四条の十九第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正後の石川県税条例の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、法人事業税において、特定卸供給事業を電気供給業の区分に追加する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部  
を改正する条例について

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ  
うに制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条  
例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和三十二年石川県条例  
第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「表の第一号」を「表の第二号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三  
十一日」に改める。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例(平成十五年石川県条  
例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十年石川県条例  
第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条」を「第二十五条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発  
展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の  
促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」  
に改める。

第二条中「起算して五年以内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域におけ  
る県税の課税の特例に関する条例及び第二条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域に

における県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

- 2 第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例第一条の規定は、令和二年十月一日以後に設置される施設について適用し、同日前に設置された施設については、なお従前の例による。

#### 提案理由

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五号

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例について

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例を次のように制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する過疎地域の区域（以下「過疎地域の区域」という。）又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域（法附則第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。）のうち法第八条第一項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十二号）第六条の三第十四項に規定する情報サービス業等をいう。以下同じ。）、農林水産物等販売業（法第二十三条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）若しくは旅館業の用に供する設備の取得等（同条に規定する取得等（租税特別措置法施行令第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者について、その事業に対して課する事業税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税又は産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対して課する事業税の課税の特例について定めるものとする。

(課税免除の範囲)

第二条 知事は、法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は規則で定める旅館業の用に供する設備（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号又は第四十五条第二項の表の

第一号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が五百万円（製造業又は旅館業にあつては、資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては十万円、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）に限る。）の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める税額を免除する。

一 事業税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度開始の日から三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税額

二 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である建物及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税額

2 知事は、産業振興促進区域内において、畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後において最初に事業税を課すべきこととなる年から五年について、当該各年のその者の所得金額に対して課する事業税額を免除する。

（課税免除の適用除外）

第三条 前条第一項の規定は、特別償却設備設置者が、当該特別償却設備に係る事業所について、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）その他規則で定める公害の防止に関する法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けた場合には、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める税額については、適用しない。

一 事業税 当該命令に違反し、又は罰則の適用を受けた日の属する年又は事業年度開始の日から三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額に対して課する事業税額

二 不動産取得税 当該命令に違反し、又は罰則の適用を受けた日から三年以内の不動産の取得に対して課する不動産取得税額

（課税免除の申請）

第四条 第二条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に課税免除の申請をしなければならない。

（課税免除の取消し）

第五条 知事は、偽りの申請その他不正の行為により第二条の規定によつて課税の免除を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る課税の免除を取り消すものとする。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例の廃止)

2 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成十二年石川県条例第三十六号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 旧条例の規定は、旧条例第一条に規定する過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人であつてこれらの事業に係る事業税について同日以前に旧条例第二条第二項の規定により課税の免除を受けたものについては、なおその効力を有する。

#### 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域の持続的発展を図るため、県税の課税について特例措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第6号

財産の取得について

のと里山空港における消火作業の用に供するため、次の財産を取得する。

令和3年6月8日提出

- 1 財産の種類及び数量  
空港用化学消防車 1台
- 2 取得金額 115,390,000円
- 3 取得の相手方

金沢市増泉二丁目19番10号

株式会社 本田商会

代表取締役 柴 達 也

石川県知事 谷 本 正 憲



議案第七号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例について

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第七条の二 救護施設等は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第七条の三 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第八条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十六条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

## (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新保護施設等基準条例」という。）第七条の三の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

## (感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新保護施設等基準条例第十六条第二項（新保護施設等基準条例第二十四条、第三十条、第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

## 提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、救護施設等の運営に関する基準が見直されたことに伴い、感染症や災害への対応力強化等のため、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第八号

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年石川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第七条第一項の規定は、令和三年四月一日から適用する。

### 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第九号

石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例について

石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（処分の特例）」を付する。

附則に次の四項を加える。

（令和三年度から令和五年度までの貸付金の償還方法の特例）

3 政令附則第二条の二第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十一年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和六年度から令和十一年度までの各年度において償還するものとする。

4 政令附則第二条の二第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和六年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

（令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還方法の特例）

5 政令附則第二条の三第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和九年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

6 政令附則第二条の三第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十七年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和九年度から令和十七年度までの各年度において償還するものとする。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

提案理由

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、介護保険財政安定化基金からの貸付金の償還方法について特例措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十三条」を「第九十三条・第九十四条」に改める。

第九十二条第五項中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

第九十三条を第九十四条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第九十二条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十四条第一項(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されて

議案第十号 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

いる又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条・第六十条」に改める。

第五十九条を第六十条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十一条」を「第二百十一条・第二百十二条」に改める。

第二百六条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

第二百十一条を第二百十二条とし、第十八章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二百十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の五、第二百二十三条、第四百四十九条、第四百四十九条の四、第五百五十九条、第五百五十九条の四、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条、第九百九十四条の十二、第九百九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十条の四、第二百二十三条、第四百四十九条、第四百四十九条の四、第五百五十九条、第五百五十九条の四、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条、第九百九十四条の十二、第九百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第四百四条第一項（第一百十条の四において準用する場合を含む。）、第九百九十八条の三第一項（第二百一条の十一及び第二百一条の二十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条・第六十一条」に改める。

第六十条を第六十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第六十条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以

下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項、第十四条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十一条・第九十二条」に改める。

第三十七条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

第九十一条を第九十二条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例

例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十二条 センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条・第四十六条」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第四十五条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十二条」を「第百十二条・第百十四条」に改める。

第八十二条第三項ただし書中「児童四十人以下を通わせる場合は栄養士を、調理業務の全部を委託する場合は調理員」を「第一項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

第百十二条を第百十四条とし、第十五章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第百十二条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される

ものをいう。)により行うことができる。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和三年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第九十二条第五項の改正規定、第三条中指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百六条の改正規定及び第五条中障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条の改正規定並びに第十条の規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、事業等の運営に関する基準が見直されたことに伴い、事業者等の業務負担軽減等のため、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第十一号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石川県港湾施設管理条例（昭和三十年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一上屋（くん蒸上屋及び東部上屋を除く。）の部中

戸水	一六円一銭	を	御供田一号	四三円二〇銭	に改め、
御供田一号	四三円二〇銭		御供田二号	三六円八八銭	
御供田二号	三六円八八銭		御供田一号	六四円七九銭(加算)	
戸水	一三円四九銭(加算)		御供田二号	五五円三三銭(加算)	
御供田一号	六四円七九銭(加算)		御供田一号	二、五九二円	
御供田二号	五五円三三銭(加算)		御供田二号	二、二二三円	

同表荷役機械の部タイヤマウント式クレーンの項を削り、同部に次のように加える。

クローラク レーン	年を単位に使用する場合	一年	八、五七〇、〇〇〇円
--------------	-------------	----	------------

附 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、別表第一上屋（くん蒸上屋及び東部上屋を除く。）の部の改正規定及び同表荷役機械の部タイヤマウント式クレーンの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

金沢港の新たな港湾施設の設置に伴い、当該施設の使用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第12号

財産の取得について

県立学校における教育の用に供するため、次の財産を取得する。

令和3年6月8日提出

- 1 財産の種類及び数量  
タブレット端末 2,498台
- 2 取得金額 104,141,620円
- 3 取得の相手方

東京都大田区中馬込一丁目3番6号

リコージャパン株式会社

代表取締役 坂主智弘

上記代理人 金沢市広岡一丁目13番22号

リコージャパン株式会社販売事業本部石川支社石川営業部

部長 加藤善寿

石川県知事 谷 本 正 憲



報告第1号

令和2年度石川県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和3年6月8日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第15号

令和2年度石川県一般会計補正予算（第8号）

令和2年度の石川県一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,360,901千円を減額し、歳入歳出それぞれ659,821,757千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

△印 減

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 県	税	150,135,000	370,681	150,505,681	
	1 県民税	48,600,600	98,624	48,699,224	
	2 事業税	33,710,000	205,218	33,915,218	
	6 ゴルフ場利用税	442,000	20,125	462,125	
	7 軽油引取税	9,370,000	23,265	9,393,265	
	8 自動車税	18,491,000	23,449	18,514,449	
	3 地方譲与税	2 地方揮発油譲与税	1,800,000	33,909	1,833,909
		3 石油ガス譲与税	80,000△	7,058	72,942
4 自動車重量譲与税		110,000	13,634	123,634	
5 森林環境譲与税		63,000	494	63,494	
6 航空機燃料譲与税		10,000△	7,095	2,905	

5 地 方 交 付 税		124,480,960	1,380,603	125,861,563
1 地 方 交 付 税		124,480,960	1,380,603	125,861,563
6 交通安全対策特別交付金		235,000	53,435	288,435
1 交通安全対策特別交付金		235,000	53,435	288,435
12 繰 入 金		7,879,705 △	4,195,328	3,684,377
2 基 金 繰 入 金		7,753,516 △	4,195,328	3,558,188
14 諸 収 入		77,350,603	453,824	77,804,427
6 雑 入		30,646,692	453,824	31,100,516
15 県 債		94,263,000 △	458,000	93,805,000
1 県 債		94,263,000 △	458,000	93,805,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>662,182,658 △</b>	<b>2,360,901</b>	<b>659,821,757</b>

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 予備費		3,200,000△	2,360,901	839,099
	1 予備費	3,200,000△	2,360,901	839,099
歳出	合計	662,182,658△	2,360,901	659,821,757

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
自然環境費	69,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式でついで、率の見直しを行った後、当該利率)	68,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式でついで、率の見直しを行った後、当該利率)
畜産総務費	78,000					
林道費	619,000					
治山費	980,000					
水産業振興費	151,000					
漁港建設費	427,000					
道路建設費	10,321,000					
道路整備費	3,917,000					
国直轄道路事業費負担金	4,947,000					
河川改良費	7,113,000					
砂防地すべり対策費	2,477,000					
国直轄砂防事業費負担金	1,048,000					
海岸保全費	578,000					

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
国直轄港湾事業費負担金	1,400,000			1,398,000		
街路事業費	840,000			837,000		
都市計画整備費	250,000			249,000		
公園整備費	1,120,000			1,144,000		
公営住宅建設費	484,000			483,000		
土地区画整理費	107,000					
林道災害復旧事業費	7,000			6,000		
国直轄空港事業費負担金	192,000			191,000		
交通対策費	4,989,000			4,903,000		
文化振興費	4,164,000			4,160,000		
猶予特例費	1,060,000			1,014,000		
減収補填費	10,474,000			10,062,000		
<b>計</b>	<b>94,263,000</b>			<b>93,805,000</b>		

## 報告第2号

### 損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和3年6月8日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第5号

損害賠償額の決定について

令和2年9月23日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和3年5月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 ■■■■■■
- 2 賠償額 1,106,944円
- 3 賠償責任発生の事実

令和2年9月23日午前9時5分頃、金沢市小坂町西105番地1先路上において、県央土木総合事務所技師中出康太の運転する小型貨物自動車が■■■■の運転する軽貨物自動車に追突し、同車に損害を与えたとともに、同人に対し68日間の通院加療を要する被害を与えたもの











報告第5号

令和2年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和2年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和3年6月8日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左 の 財 源			内 財 源		一 般 財 源
						未 収 入 財源	特 定 財 源	地 方 債	財 源	其 他	
3 企画振興費			1,858,121,000	1,101,882,868			890,000,000		38,381,389		173,501,479
	1 企画振興費		1,858,121,000	1,101,882,868			890,000,000		38,381,389		173,501,479
		小松空港整備事業費 負担金	97,060,000	96,426,755			86,000,000				10,426,755
		北陸新幹線建設費	1,687,727,000	932,122,780			804,000,000		38,381,389		89,741,391
		鉄道軌道安全輸送 設備等整備事業費	73,334,000	73,333,333							73,333,333
4 県民文化 スポーツ費			1,822,997,000	1,802,768,000				49,113,000	1,436,000,000		317,655,000
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費		1,822,997,000	1,802,768,000				49,113,000	1,436,000,000		317,655,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の財源の内訳			一般財源
						未 収入 国 支 出 金	特 定 地 方 債	財 源 其 他	
5 健康福祉費		新 整 備 推 進 費	1,822,997,000	1,802,768,000		49,113,000	1,436,000,000	317,655,000	
			1,522,261,000	1,491,617,796	380,953,796	779,992,000		330,672,000	
	1	高 福 者 費	359,248,000	359,248,000	359,248,000				
			359,248,000	359,248,000	359,248,000				
	2	子 福 育 費	1,386,000	1,155,000				1,155,000	
			1,386,000	1,155,000				1,155,000	
	3	障 害 福 祉 費	1,014,036,000	985,544,000		657,027,000		328,517,000	
		1,014,036,000	985,544,000		657,027,000		328,517,000		
5	健 康 推 進 費		124,000,000	122,079,796	114,796	121,965,000			
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 費	124,000,000	122,079,796	114,796	121,965,000			
7	医 薬 看 護 費		23,591,000	23,591,000	21,591,000	1,000,000		1,000,000	
		地 域 医 療 連 携 推 進 費	21,591,000	21,591,000	21,591,000				
		総 合 看 護 専 門 学 校 費	2,000,000	2,000,000		1,000,000		1,000,000	
6	生 活 環 境 費		53,521,000	53,521,000		45,917,000	6,000,000	1,604,000	

1	生活環境費		53,521,000	53,521,000		45,917,000	6,000,000		1,604,000
	生活耐震化等施設費		38,314,000	38,314,000		38,314,000			
	南竜ヶ馬場 公衆トイレ整備費		15,207,000	15,207,000		7,603,000	6,000,000		1,604,000
7	商工労働費		148,500,000	86,454,090		4,637,000		81,817,090	
1	商工費		148,500,000	86,454,090		4,637,000		81,817,090	
	食振	食品産業策 等費	4,637,000	4,637,000		4,637,000			
	経営支給	持続事業 金費	30,000,000	6,900,000				6,900,000	
	コロナ時代 に 適 應 す る 設 備 導 入 支 援 事 業 費		25,363,000	25,363,000				25,363,000	
	コロナ時代 の 新 た な 需 要 を 取 り 込 む 新 技 術 等 開 発 支 援 事 業 費		70,500,000	46,122,000				46,122,000	
	家賃 支 援 給 付 事 業 費		18,000,000	3,432,090				3,432,090	
8	観光費		13,200,000	13,200,000					13,200,000
1	観光 推 進 略 費		13,200,000	13,200,000					13,200,000
	観光 整 備 設 施 運 営 費		13,200,000	13,200,000					13,200,000
9	農水 産 業 費		10,804,544,000	10,457,548,291	71,990,842	6,274,158,991	2,705,000,000	857,417,650	548,980,808
1	農業 費		477,820,000	477,320,000		434,420,000			42,900,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の財源の内訳			一般財源
						未 収 入 特 定 財 源	収入		
							国 支 出 金	地方債	
		担い手農業機械導入費	96,983,000	96,983,000		96,983,000			
		他産業との連携による農業収益向上対策事業費	1,000,000	500,000					500,000
		園芸拠点施設整備費	257,837,000	257,837,000		257,837,000			
		農業施設等雪害緊急復旧対策事業費	120,000,000	120,000,000		77,600,000			42,400,000
		中山間地域等直接支払事業費	2,000,000	2,000,000		2,000,000			
3	農地費		6,683,987,000	6,671,554,331	12,972,730	3,888,522,191	1,696,000,000	827,392,075	246,667,335
		県営ほ場整備事業費	3,721,621,000	3,721,616,531	11,335,200	2,161,345,425	967,000,000	470,591,250	111,344,656
		広域営農団地農道整備事業費	479,694,000	479,693,000		232,584,000	159,000,000	69,775,200	18,333,800
		県営一般農道整備事業費	101,723,000	101,721,800	283,000	48,523,000	23,000,000	23,978,500	5,937,300
		農村総合整備事業費	94,078,000	94,076,300		78,670,950	13,000,000		2,405,350
		県営かんがい排水事業費	99,201,000	92,799,600		43,571,000	25,000,000	21,785,500	2,443,100
		基幹水利施設予防保全対策事業費	172,586,000	172,584,200		101,669,500	29,000,000	33,084,750	8,829,950
		農業水路等長寿命化・防災減災事業費	173,018,000	173,016,400		94,409,000	47,000,000	30,649,875	957,525
		国営造成揚水施設等管理事業費	161,621,000	161,617,000		63,503,416		25,653,660	72,459,924

	県単土地改良事業費	1,402,000	1,401,600							1,401,600
	地籍調査費	8,400,000	8,400,000						5,600,000	2,800,000
	老朽たぬ池費	591,404,000	591,403,000					424,416,850	121,000,000	730,530
	用排水施設費	135,520,000	133,918,300					68,994,700	38,000,000	3,017,640
	土地改良施設豪雨対策事業費	210,851,000	210,849,400					115,537,400	66,000,000	2,003,160
	農業用河川工作物応急対策事業費	81,801,000	81,799,700					43,661,750	26,000,000	4,199,450
	地すべり対策事業費	54,489,000	54,488,800					26,800,000	25,000,000	2,688,800
	海岸保全施設整備事業費	46,928,000	46,926,700	1,354,530				22,575,500	20,000,000	2,996,670
	県営震災対策農業施設整備事業費	418,967,000	414,562,900					238,569,500	130,000,000	1,704,100
	団体営農村地域防災減災総合整備事業費	24,500,000	24,500,000					24,500,000		
	農村地域防災減災調査設計事業費	80,161,000	80,159,700					80,157,000		2,700
	県営土地改良施設突発事故復旧事業費	24,427,000	24,424,400					13,433,200	7,000,000	816,080
	県単農地防災事業費	1,595,000	1,595,000							1,595,000
4	林業費	2,955,864,000	2,645,724,960	51,063,112	1,584,697,800	742,000,000	30,025,575			237,938,473
	造林事業費	821,243,000	629,339,196		427,330,000					202,009,196

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳			一般財源	
						収入 特定財源	未収入 特定財源			その他
							国 支 出 金	地 方 債		
		いしかわ森林費 環境基金事業	74,000,000	58,221,112	51,063,112	7,158,000				
		他産との連携 による林業収益力 向上対策事業費	20,000,000	20,000,000		20,000,000				
		森林整備・林業 活性化事業費	395,794,000	359,402,800		359,402,800				
		県営林道開設事業費	244,222,000	203,334,660		100,088,000	68,000,000	30,025,575	5,221,085	
		林道改良事業費	35,280,000	28,614,000		23,845,000			4,769,000	
		県有林道改良事業費	312,599,000	300,594,000		128,607,000	168,000,000		3,987,000	
		山地治山事業費	613,494,000	606,987,200		298,709,000	289,000,000		19,278,200	
		防災林整備事業費	239,000,000	239,000,000		119,500,000	119,000,000		500,000	
		水源地域整備事業費	91,500,000	91,500,000		45,693,000	45,000,000		807,000	
		地すべり防止事業費	108,732,000	108,731,992		54,365,000	53,000,000		1,366,992	
	5 水産業費		686,873,000	662,949,000	7,955,000	366,519,000	267,000,000		21,475,000	
		広域型増殖場 造成事業費	90,180,000	90,180,000		45,090,000	40,000,000		5,090,000	
		漁港修築費	91,961,000	89,091,000		44,354,000	41,000,000		3,737,000	
		漁港改修費	185,329,000	167,096,000	7,955,000	96,118,000	58,000,000		5,023,000	

	漁港機能保全費	295,210,000	292,389,000		156,764,000	128,000,000		7,625,000
	市町漁港整備費	24,193,000	24,193,000		24,193,000			
10 土木費		47,337,265,000	36,826,134,812	683,728,158	10,694,278,244	15,809,000,000	1,872,418,637	7,766,709,773
	2 道橋りょう費	21,638,425,000	15,735,113,795	95,831,801	4,668,821,711	6,595,000,000	1,031,157,376	3,344,302,907
	国道改築費	3,001,000,000	2,068,000,000		663,433,959	636,000,000		768,566,041
	地方道改築費	7,886,100,000	6,786,349,421		1,761,292,852	2,743,000,000		2,282,056,569
	国直轄道路事業費 負担金	889,000,000						
	橋りょう補修費	662,742,000	629,796,821		342,913,852	270,000,000		16,882,969
	道路災害防除費	1,193,089,000	1,190,107,804		626,008,431	543,000,000		21,099,373
	交通安全施設費	728,695,000	706,622,406		367,864,674	325,000,000		13,757,732
	雪寒地域道路事業費	107,182,000	107,179,300		64,307,580	41,000,000		1,871,720
	舗装補修費	408,671,000	408,641,723		203,320,862	204,000,000		1,320,861
	道路施設長寿命 対策事業費	1,513,655,000	1,399,062,642		635,079,501	731,000,000		32,983,141
	いしかわ 交流幹線 整備事業費	710,000,000	573,000,000	39,034,149		474,000,000	17,190,000	42,775,851
	観光石川周 回廊整備事業費	275,000,000	173,000,000	16,327,522		138,000,000		18,672,478

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 入 源	左の財源の内訳				一般財源
						未 収 入 金	特 定 地 方 債	財 源		
								国 支 出 金	そ の 他	
		安全・安心道路整備事業	95,000,000	41,000,000	3,767,134	31,000,000			6,232,866	
		県単道路改良費	603,000,000	261,528,256	31,775,067	181,000,000			48,753,189	
		道路調査費	3,300,000	3,300,000			1,100,000		2,200,000	
		県管水送水事業 耐震化事業費	1,045,000,000	831,000,000				831,000,000		
		道路受託事業費	221,000,000	181,690,300				181,690,300		
		県単道路特別整備費	88,865,000	62,050,050	4,927,929	51,000,000		1,277,076	4,845,045	
		道路環境改善費	1,841,468,000	185,477,084		145,000,000			40,477,084	
		県単交通安全施設費	4,843,000	4,396,098		3,000,000			1,396,098	
		災害に強い道路整備事業	97,539,000	76,354,790		76,000,000			354,790	
		雪氷対策事業費	256,276,000	39,557,100		3,000,000			36,557,100	
		サイクリングルート魅力発信事業費	7,000,000	7,000,000			3,500,000		3,500,000	
	3 河川海岸費		17,836,899,000	13,939,983,038	30,739,612	6,561,000,000	4,142,563,757	245,204,226	2,960,475,443	
		広域河川改修費	8,642,600,000	7,336,634,008		3,324,000,000	1,905,788,504		2,106,845,504	
		緊急河川堆積土砂対策費	543,400,000	200,910,431		107,000,000	92,480,989		1,429,442	

河川環境整備費	33,000,000	28,269,680		14,134,840	12,000,000		2,134,840
情報基盤緊急整備事業	515,760,000	495,172,544		247,586,272	234,000,000		13,586,272
都市基盤河川改修費	57,036,000	53,286,000			53,000,000		286,000
河川堆積土砂対策費	500,000,000	500,000,000		250,000,000	250,000,000		
国直轄河川事業費負担	879,000,000						
県単河川改良費	3,500,000	2,949,660			2,000,000		949,660
河川改良受託事業費	115,410,000	102,530,000				102,530,000	
堰堤改良費	897,195,000	879,027,130	17,112,526	302,913,925	445,000,000	102,129,796	11,870,883
県単河川防災費	329,147,000	233,424,663			222,000,000		11,424,663
通常砂防事業費	2,139,844,000	1,725,980,795		429,330,999	788,000,000		508,649,796
地すべり対策事業費	717,851,000	609,053,920		297,032,960	270,000,000		42,020,960
急傾斜地崩壊対策事業費	875,704,000	670,613,754	13,627,086	305,929,499	301,000,000	40,544,430	9,512,739
雪崩対策事業費	5,029,000						
土砂災害対策事業費	5,029,000	3,393,000		1,684,000			1,709,000
緊急砂防堰堤堆積土砂対策費	164,746,000	142,032,000		70,497,500	68,000,000		3,534,500

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 財 源	左の財源の内訳			一般財源
						未 収 金	財 源		
							国 支 出 金	特 定 財 源	
		手取川水系砂防 事業費負担金	302,667,000						
		県単砂防地すべり 対策事業費	71,981,000	44,327,377		44,000,000			327,377
		県単急傾斜地崩壊 対策事業費	10,700,000	10,700,000		10,000,000			700,000
		海岸侵食対策費	952,300,000	901,678,076	225,184,269	431,000,000			245,493,807
		国直轄海岸事業費 負担金	75,000,000						
	4 港湾費		2,390,550,000	2,260,791,200	489,534,700	1,352,000,000	117,593,805		49,478,579
		港湾修繕費	142,500,000	102,260,400		80,000,000	8,291,350		13,969,050
		金沢港埋立地 整備事業費	30,000,000	30,000,000		23,000,000			7,000,000
		七尾港埋立地 整備事業費	27,000,000	23,580,000		18,000,000			5,580,000
		港湾改修費	206,000,000	197,425,000		51,000,000	57,274,750		6,274,750
		港湾補修費	399,500,000	344,382,700	16,274,700	171,000,000	35,082,705		7,897,729
		港湾環境整備費	87,000,000	69,021,000		31,000,000	16,945,000		4,131,000
		港湾海岸高潮対策費	80,900,000	76,472,100		35,000,000			3,236,050
		国直轄港湾事業 費負担金	1,417,650,000	1,417,650,000	473,260,000	943,000,000			1,390,000

5 都市計画費		5,168,412,000	4,587,267,779	67,622,045	1,521,544,660	1,117,000,000	478,463,230	1,402,637,844
	土地区画整理事業費	1,124,209,000	1,069,548,242		278,800,986		255,374,636	535,372,620
	街路事業費	2,262,608,000	2,000,769,075	67,622,045	540,314,769	425,000,000	218,380,096	749,452,165
	県単街路事業費	26,328,000	19,219,992			12,000,000	4,708,498	2,511,494
	兼六園下交差点周辺整備事業費	54,875,000	53,954,000			8,000,000		45,954,000
	農業集落排水事業費	65,700,000	62,478,250		62,478,250			
	生活排水処理対策費	5,892,000	5,892,000		2,946,000			2,946,000
	能登歴史公園整備費	199,100,000	199,051,100		99,525,550	93,000,000		6,525,550
	白山ろくテーマパーク整備費	36,600,000	30,606,292		15,303,146	14,000,000		1,303,146
	金沢城公園整備費	182,000,000	163,839,268		65,160,300	85,000,000		13,678,968
	公園施設安全安心対策費	469,100,000	387,562,984		193,781,492	182,000,000		11,781,492
	木場潟公園整備費	637,000,000	530,962,334		263,234,167	251,000,000		16,728,167
	県単公園事業費	105,000,000	63,384,242			47,000,000		16,384,242
6 建築住宅費		302,979,000	302,979,000		109,164,000	184,000,000		9,815,000
	県営住宅建設費	218,329,000	218,329,000		109,164,000	108,000,000		1,165,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						収入 特定 財源	未 収 入 金	収入 特定 財源			その他
								国 支 出 金	地 方 債		
12 教育費		市街地再開発事業費	84,650,000	84,650,000				76,000,000		8,650,000	
			1,267,977,000	1,266,594,000		417,270,000	765,000,000			84,324,000	
		2 小中学校費	1,200,000	1,200,000		600,000				600,000	
			学校教育活動継続 支援事業費	1,200,000	1,200,000		600,000			600,000	
	3 高等学校費			1,102,086,000	1,100,703,000		378,671,000	676,000,000		46,032,000	
				81,200,000	81,200,000		40,600,000			40,600,000	
				6,904,000	5,521,000			4,000,000		1,521,000	
				産業教育設備充実費	1,003,333,000	1,003,333,000		336,666,000	666,000,000		667,000
	4 特別支援 学校		新型コロナウイルス 感染症対策環境 整備費	10,649,000	10,649,000		1,405,000	6,000,000		3,244,000	
				164,691,000	164,691,000		37,999,000	89,000,000		37,692,000	
			38,400,000	38,400,000		19,200,000			19,200,000		
			新型コロナウイルス 感染症対策環境 整備費	126,291,000	126,291,000		18,799,000	89,000,000		18,492,000	
13 災害復旧費			476,946,000	388,874,371		362,933,671	24,000,000		1,940,700		
	1	農林水産業 施設災害 復旧費	375,475,000	324,634,671		321,233,671	2,000,000		1,401,000		

	2年発生団体 災害復旧費	70,000,000	19,726,671		19,726,671			
	元年発生林道 災害復旧費	12,701,000	12,701,000		12,701,000			
	元年発生県有林道 災害復旧費	63,097,000	63,097,000		62,441,000			656,000
	2年発生県有林道 災害復旧費	229,677,000	229,110,000		226,365,000	2,000,000		745,000
	2 土木施設 災害復旧費	101,471,000	64,239,700		41,700,000	22,000,000		539,700
	2年発生土木施設 災害復旧費	101,471,000	64,239,700		41,700,000	22,000,000		539,700
合	計	65,305,332,000	53,488,595,228	1,136,672,796	18,628,299,906	21,635,000,000	2,850,034,766	9,238,587,760



報告第6号

令和2年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和2年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

令和3年6月8日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			明 説
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2 総務費	5 防災救助費		2,079,000,000		2,079,000,000		2,079,000,000		2,079,000,000		
		航空消防防 体制整備費	2,079,000,000		2,079,000,000		2,079,000,000		2,079,000,000		装備品等に供給遅延が生じ、機体の納入に不測の日数を要したため
7 商工労働費	1 商工費		582,280,000		582,280,000		582,280,000	468,824,000		113,456,000	
		新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費	582,280,000		582,280,000		582,280,000	468,824,000		113,456,000	支給申請の審査等に不測の日数を要したため
8 観光費			71,818,527		71,818,527		71,818,527			71,818,527	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年 繰越額	左の財源内訳			明 説
				支出済額	支 未 済 額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
	1 観光戦 略推 進		71,818,527		71,818,527	71,818,527	71,818,527			71,818,527	
		県民向けの県内 宿泊旅行商品 割引販売事業費	71,818,527		71,818,527	71,818,527	71,818,527			71,818,527	精算に不測の日数を要 したため
		<b>計</b>	<b>2,733,098,527</b>		<b>2,733,098,527</b>	<b>2,733,098,527</b>	<b>2,733,098,527</b>	<b>468,824,000</b>	<b>2,079,000,000</b>	<b>185,274,527</b>	
		<b>合</b>									

報告第7号

令和2年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度石川県公営競馬特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和3年6月8日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定財 源	左の財源内訳				一般会計 から繰入
						未 収 入金	収入		財 源 其 他	
							国 支 出 金	地 方 債		
1 公営競馬費			351,365,000	302,265,000	302,265,000					
	1 公営競馬費		351,365,000	302,265,000	302,265,000					
		施設整備費		351,365,000	302,265,000	302,265,000				
合		計	351,365,000	302,265,000	302,265,000					



報告第8号

令和2年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和3年6月8日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源			内訳		一般会計 から繰入	
					既 特定 収入源	未 国支出金	財 入 地方債	財 定 価	財 源		
									そ の 他		円
1 港湾 整備 費			254,000,000	250,000,000		250,000,000					
	2 整備 費		254,000,000	250,000,000		250,000,000					
合		計	254,000,000	250,000,000		250,000,000					



報告第9号

令和2年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度石川県流域下水道事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和3年6月8日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内			損留	損益勘定 留保資金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな即償度の 購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他					
1			2,498,319,000	1,055,753,840	1,440,359,291	937,717,257	252,000,000	250,642,034			2,205,869		
	1	建設改良費	1,888,155,000	445,590,895	1,440,359,291	937,717,257	252,000,000	250,642,034			2,204,814		
		流域下水道建設費	1,863,876,000	422,041,160	1,440,359,291	937,717,257	252,000,000	250,642,034			1,475,549		現に係る現 地調査に不測 の日数を要し ため



報告第10号

令和2年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和3年6月8日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越 額 円	左の財源内訳		不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな即資産の 購入限度額 円	説 明
						企業債	損留保 勘定 資金 円			
1	建設 改良費	送水施設建設 改良事業費	5,675,972,000	4,843,994,428	831,000,000	611,000,000	220,000,000	977,572		
			2,486,975,000	1,654,998,276	831,000,000	611,000,000	220,000,000	976,724		
			2,020,000,000	1,189,000,000	831,000,000	611,000,000	220,000,000			関係機関との調整に不測の日数を要 したため

